○内閣府令第三十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二の二第二項及び第百九十三条の規定に基づき、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日　内閣総理大臣　菅　直人

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式記載上の注意(44)ａ中「（昭和52年大蔵省令第38号）」を「（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）」に改め、同記載上の注意(45)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る貸借対照表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(46)ａ中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(47)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る注記表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(54)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る貸借対照表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(55)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る損益計算書」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(56)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る株主資本等変動計算書」に改める。

第四号の二様式記載上の注意(62)ｄ中「第127条第５項本文」を「第129条第５項本文」に改め、同記載上の注意(63)中「最近２計算期間」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(54)において同じ。）に係る貸借対照表」を加え、同記載上の注意(54)ａ中「最近２計算期間」の次に「に係る損益計算書」を加え、同記載上の注意(60)ａ中「最近２事業年度」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度）」を加え、同記載上の注意(60)ｃ中「第127条第５項本文」を「第129条第５項本文」に改める。

第四号の三様式記載上の注意(66)ａ中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）」を加え、同記載上の注意(67)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る貸借対照表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(68)ａ中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る損益計算書」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(69)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(70)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る金銭の分配に係る計算書」に改め、同記載上の注意(71)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書」に改め、「中間キャッシュ・フロー計算書」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(72)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る注記表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改める。

第四号の四様式記載上の注意(74)ｄ中「第127条第５項本文」を「第129条第５項本文」に改め、同記載上の注意(75)中「最近２計算期間」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。以下同じ。）に係る貸借対照表」を加え、同記載上の注意(76)ａ中「最近２計算期間」の次に「に係る損益計算書」を加え、同記載上の注意(77)中「最近２計算期間」の次に「に係る金銭の分配に係る計算書」を加え、同記載上の注意(78)中「最近２計算期間」の次に「に係るキャッシュ・フロー計算書」を加える。

第五号の四様式記載上の注意(22)ａ中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）」を加え、同記載上の注意(23)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る貸借対照表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(24)ａ中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る損益計算書」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改める。

第五号の五様式記載上の注意(13)ｄ中「第127条第５項本文」を「第129条第５項本文」に改め、同記載上の注意(14)中「最近２計算期間」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(15)において同じ。）に係る貸借対照表」を加え、同記載上の注意(15)ａ中「最近２計算期間」の次に「に係る損益計算書」を加える。

第六号様式記載上の注意(30)ａ中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）」を加え、同記載上の注意(31)中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る貸借対照表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(32)ａ中「最近２計算期間」を「最近計算期間に係る損益計算書」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改める。

第六号の二様式記載上の注意(17)ｄ中「第127条第５項本文」を「第129条第５項本文」に改め、同記載上の注意(18)中「最近２計算期間」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(19)において同じ。）に係る貸借対照表」を加え、同記載上の注意(19)ａ中「最近２計算期間」の次に「に係る損益計算書」を加える。

第六号の五様式記載上の注意(55)ａ中「（昭和52年大蔵省令第38号）」を「（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）」に改め、同記載上の注意(56)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る貸借対照表」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改め、同記載上の注意(57)ａ中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る損益計算書」に、「当該計算期間」を「当該事業年度」に、「をいう」を「をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く」に改める。

第六号の六様式記載上の注意(62)ｄ中「第127条第５項本文」を「第129条第５項本文」に改め、同記載上の注意(63)中「最近２事業年度」の次に「（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。(64)において同じ。）に係る貸借対照表」を加え、同記載上の注意(64)ａ中「最近２事業年度」の次に「に係る損益計算書」を加える。

第十号様式記載上の注意(1)ｆ中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に改め、同記載上の注意(6)中「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の次に「（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）」を加え、同記載上の注意(7)から(9)まで中「及び前計算期間」を削り、同記載上の注意(14)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る貸借対照表」に改め、「中間貸借対照表」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(15)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る損益計算書」に改め、「中間損益計算書」の次に「（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(16)中「最近２事業年度」を「最近事業年度に係る株主資本等変動計算書」に改める。